平成 23 年 5 月 12 日

各　位

会 社 名　日本テレビ放送網株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　細川　知正
（コード番号 9404　東証第一部）
問合せ先　総務局総合広報部長　　智片　健二
（TEL. 03-6215-1111）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 78 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の目的

① 「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行に伴い、各種の放送形態に対する制度が統合されることを踏まえて、「目的」に関する規定（現行定款第 2 条）について、文言の一部変更等を行うものであります。
（現行定款第 2 条第 1 号の修正及び第 5 号の削除）

② 今後のインターネット関連事業の拡大に対応し、事業目的を追加するものであります。
（変更案第 15 号及び第 16 号の新設）

③ 上記①及び②の変更に伴い、第 2 条の号数等を変更するものであります。
なお、本定款変更は「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の施行日をもって、その効力を生ずることといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行	変更案
第 2 条（目的） 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 放送法による<u>一般放送事業、及びその他放送事業</u>	第 2 条（目的） 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 1. 放送法による<u>基幹放送事業及び一般放送事業</u>

（中略）	（中略）
5.電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業	【削　除】 （以下、現行定款の第6号から第15号の号数を一つ繰り上げる）
【新　設】	15. 放送・通信を利用したクーポンの販売業務及び取次業務 16. 放送・通信を利用した演芸、演劇、映画、その他各種のチケットの販売業務及び取次業務 （以下、現行定款の第16号から第26号の号数を一つ繰り下げる）
	（中略）
27. 飲食店並びに第17号及び第18号に定める商品の販売店の経営	28. 飲食店並びに第18号及び第19号に定める商品の販売店の経営 （以下、現行定款の第28号から第30号の号数を一つ繰り下げる）
【新　設】	附則 第2条の変更は、「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行日を効力発生日とし、本条の規定は、同日をもって削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月29日
定款変更の効力発生日	「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行日

以　上